

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 民生安定化計画

1 方針

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市、県及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、市民税務課、福祉課（福祉事務所）、建設課、商工観光課
関係機関	

3 計画の体系

項 目	概 要
1 被災者のための相談	① 相談所の開設、運営 ② 相談事項 ③ 被災者台帳の整備
2 罹災証明書の発行	① 発行の手続き ② 証明の範囲
3 見舞金等の支給及び生活資金の貸付	① 災害弔慰金の支給 ② 山形県災害見舞金の支給 ③ 災害障害見舞金の支給 ④ 災害援護資金 ⑤ 生活福祉資金の貸付 ⑥ 母子寡婦福祉資金の償還猶予 ⑦ 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収 ⑧ 母子寡婦福祉資金の据置期間の延長
4 被災者生活再建支援金の支給	① 被災者生活再建支援制度 ② 被災者生活再建支援法の適用 ③ 被災者生活再建支援金の支給
5 雇用の確保	
6 住宅対策	① 住宅資金の貸付 ② 公営住宅の建設 ③ 住宅復旧のための資材調達
7 税負担の軽減	① 市税等の特例措置 ② 国税・県税の特例措置

項 目	概 要
8 被災住民への各種措置の周知	

4 対策の内容

(1) 被災者のための相談

① 相談所の開設、運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、市庁舎、地区公民館及び避難所等に速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

② 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項について相談業務を実施する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金、生活保護、要配慮者への対応、租税の特別措置及び公共料金等の特別措置等

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全相談、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

③ 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 罹災証明書の発行

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

① 発行の手続き

市は、災害対策本部に集約された調査結果に基づき、被災者のリスト及び被害状況を取りまとめた書類等を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、「避難者名簿」に

より確認のうえ発行する。なお、作成した書類により確認できないときでも、申請者の立証資料を基に客観的に判断できるときは、「罹災証明書」を発行する。

② 証明の範囲

法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

ア 住家

- (ア) 全壊
- (イ) 大規模半壊
- (ウ) 中規模半壊
- (エ) 準半壊半壊
- (オ) 一部損壊
- (カ) 流失
- (キ) 床上浸水
- (ク) 床下浸水

イ 人

- (ア) 死亡
- (イ) 行方不明
- (ウ) 負傷

なお、罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

③ 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

(3) 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

① 災害弔慰金

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

② 災害障害見舞金の支給

市は、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

③ 災害援護資金の貸付

市は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

④ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）を貸し付け

る。

(4) 被災者生活再建支援金の支給

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を、迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備を図る。併せて山形県被災者生活再建支援事業費補助金交付要綱及び市の独自支援による対象者の拡大、支援を実施する。

(5) 雇用の確保

市は、県と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技術向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

(6) 住宅対策

① 住宅資金の貸付

ア 住宅金融支援機構（災害復興住宅資金）の貸付

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入れ手続きの指導、被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入れの促進を図る。この場合において、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

② 公営住宅の建設等

市及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設又は民間住宅等を借上げし、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して、県及び国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実現が得られるよう努める。

③ 住宅復旧のための木材調達

市は、復旧住宅用の木材については、市内の関係業者とあらかじめ協議し、供給を要請する。関係業者において木材が不足する場合は、知事に対し必要量の供給を要請する。

④ 市及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

(7) 税負担の軽減

① 市税等の特例措置

ア 期限等の延長

市長は、災害により、納税者等が期限内に申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認める場合に、地域、期日、その他必要な事項を指定して、当該期限を延長する。

イ 徴収猶予

市は、必要に応じ市税等の徴収猶予を行う。

ウ 減免

被災した納税義務者に対し、市税条例等の規定により減免を行い、負担軽減を図る。

② 国税・県税の特例措置

国・県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況により実施する。

(8) 被災者への各種措置の周知

市及び防災関係機関は、それぞれが行う措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

5 資料

- | | | |
|---|-----------|-------------|
| ① | り災証明願 | (資料編 335 頁) |
| ② | り災証明書 | (資料編 336 頁) |
| ③ | 災害罹災者調査原票 | (資料編 338 頁) |
| ④ | 災害罹災者台帳 | (資料編 339 頁) |

第2章 金融支援計画

1 方針

災害により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、市及び県が実施する金融支援対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、農林課、商工観光課
関係機関	

3 計画の体系

項 目	概 要
1 天災融資制度による融資	① 天災資金の貸付（天災融資法が適用された場合） ② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付
2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資	
3 被災中小企業の災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置	
4 各融資機関に対する円滑な融資の要請	
5 既貸付金の条件緩和	① 既貸付金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
6 各種措置の周知等	

4 対策の内容

(1) 天災融資制度による融資

① 天災資金の貸付

市及び県は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資期間に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会及び漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

市及び県は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害の被害農林漁業者に対し、低利の経営資金を融通する。

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被災農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

(3) 被災中小企業の金融制度による融資

県は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。

(4) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

市及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(5) 既貸付金の条件緩和**① 既貸付制度資金の条件緩和措置**

市及び県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金（山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金）について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

市及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(6) 各種措置の周知等

市は、早期復旧と経営の維持安定を図るため、商工会、中小企業団体中央会及び金融機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

また、相談所等を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な指導・助言、調整を行う。

第3章 公共施設等災害復旧計画

1 方針

被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被災施設の原形復旧と併せ、災害の再発を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、財政課、建設課、農林課、商工観光課、福祉課（福祉事務所）、教育委員会、環境エネルギー課
関係機関	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

3 計画の体系

項 目	概 要
1 災害復旧計画	① 基本方針の決定 ② 事業計画の策定 ③ 事業の実施 ④ 財政援助及び助成
2 激甚災害の指定手続き	
3 被災状況の調査報告	
4 激甚災害等の指定基準	① 激甚災害等の指定基準 ② 局地激甚災害指定基準
5 特別財政援助の交付に係る手続き	

4 計画の内容

(1) 災害復旧計画

① 基本方針の決定

市は、大規模災害発生後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

② 事業計画の策定

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の策定にあたっては、関係機関と連絡調整を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧期間の短縮に努める。

③ 事業の実施

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び地方公共機関等は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講じる。

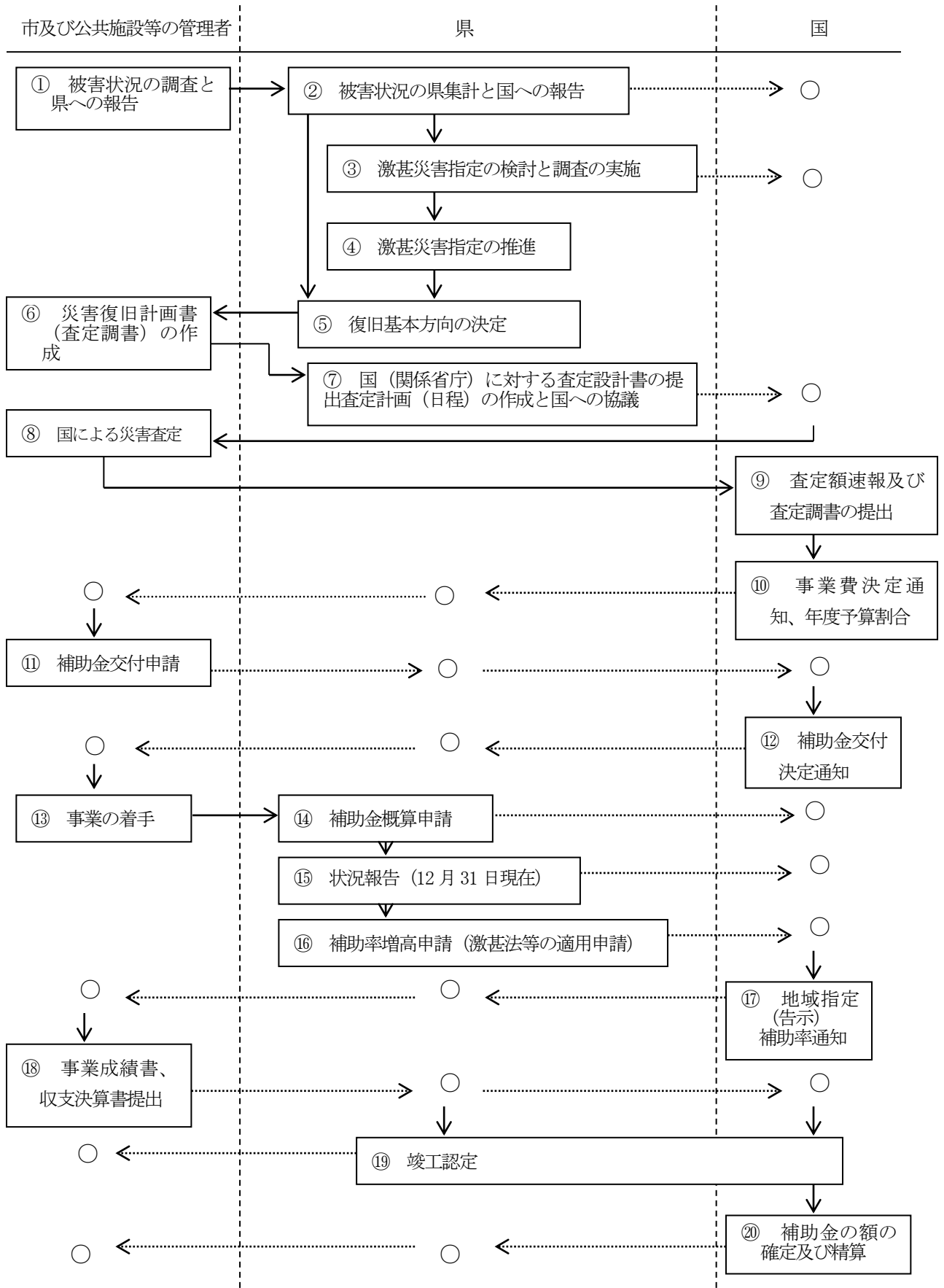
④ 財政援助及び助成

関係機関は、被災地施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担や補助するものについては、災害復旧事業費の決定及び決定を受けられるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法及び公立学校施設災害復旧国庫負担法により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告やその他市等が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担や補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、援助される事業の手続き及び報告先は次に示すとおりである。

<災害復旧事業執行手続きの流れ>



<災害復旧事業一覧>

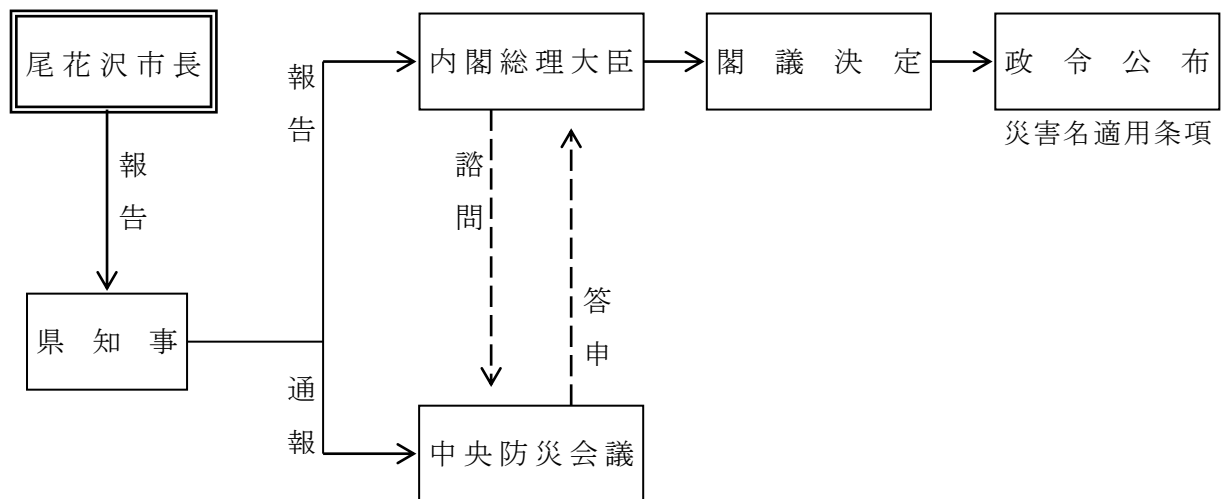
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	市の所管課
① 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	県土整備部河川課	建設課
	砂防設備	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部砂防・災害対策課	建設課
	林地荒廃防止施設 地すべり防止施設	農林水産省 国土交通省 農林水産省	農林水産部森林ノミクス推進課 県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部森林ノミクス推進課	農林課 建設課 農林課 同
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課	建設課
	道路	国土交通省	県土整備部道路保全課 県土整備部砂防・災害対策課	同
	下水道	国土交通省	県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課	環境衛生事業 組合
② 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設 林業用施設 共同利用施設	農林水産省 農林水産省 農林水産省	農林水産部農村整備課 農林水産部森林ノミクス推進課 農林水産部畜産振興課	農林課 同 同
	③ 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設	文部科学省	教育庁教育政策課
公立社会教育施設 私立学校施設		文部科学省 文部科学省	教育庁生涯教育・学習振興課 総務部学事文書課 しあわせ子育て応援子ども保育支援課	教育委員会 同
文化財		文部科学省	観光文化スポーツ部文化財活用課	同
④ 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要綱) (廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱) (医療施設等復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) (精神保健福祉法)	社会福祉施設等	厚生労働省	しあわせ子育て応援子ども保育支援課 しあわせ子育て応援子ども家庭支援課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課	福祉課 (福祉事務所)
	廃棄物処理施設	環境省	環境エネルギー部循環型社会推進課	環境衛生事業 組合
	医療施設等	厚生労働省	健康福祉部 医療政策課	福祉課
	水道施設	厚生労働省	防災くらし安心部食品安全衛生課	環境衛生事業 組合
	感染症指定医療機関	厚生労働省	健康福祉部 コロナ収束総合企画課	福祉課 (福祉事務所)
精神障害者社会復帰施設等	厚生労働省	健康福祉部障がい福祉課	福祉課 (福祉事務所)	

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	市の所管課
⑤ 都市施設災害復旧事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	都市排水施設 街路施設	国土交通省 国土交通省	県土整備部都市計画課 同	建設課 同
⑥ 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省 国土交通省	県土整備部建築住宅課 同	建設課 同
⑦ その他の災害復旧事業 ・中小企業(激甚法)	中小企業共同施設	経済産業省	産業労働部商業振興・経営支援課 産業労働部産業技術イノベーション課	商工観光課
⑧ 災害復旧に係る財政 支援措置 ・特別交付税に係る業務 ・普通交付税に係る業務 ・地方債に係る業務		総務省 総務省 総務省	みらい企画創造部市町村課 同 同	財政課 同 同

(2) 激甚災害の指定手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



(3) 被害状況の調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告する。

(4) 激甚災害等の指定基準

① 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に、次のように基準を定めている。

<激甚災害指定基準>

適用すべき措置	激 甚 災 害 指 定 基 準
激甚法第2章（3条～4条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% （B基準） 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 2.5% 2 都道府県内市町村分の査定見込総額 > 当該都道府県内市町村標準税収入総額 × 5%
激甚法第5条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する場合 （A基準） 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 （B基準） 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4 2 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円
激甚法第6条 （農林水産業共同施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の要件に該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される場合 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の1.5で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 3 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 4 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5%で第8条が適用される場合
激甚法第8条 （天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の様態から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 （A基準） 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 （B基準） 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3
激甚法第11条の2 （森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の5 （B基準） 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の60 2 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の1

適用すべき措置	激甚災害指定基準
激甚法第12条 〃 第13条 〃 第15条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)(小規模企業者等設備導入資金助成法による災害特例関係)(中小企業者に対する資金の融通に関する特例)	次のいずれかに該当する場合 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 又は、その中小企業関係被害額>1,400億円
激甚法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助) 激甚法第17条 (私立学校施設災害復旧事業の補助) 激甚法第19条 (市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例)	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法第22条 (罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する場合 (A基準) 滅失住宅戸数≥被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2いずれかに該当する災害 1 被災地域滅失住宅戸数≥被災地全域で2,000戸以上 かつ次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村内の区域内の住宅戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される場合 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の状況に応じ個別に考慮

② 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の深い災害について、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

<局地激甚災害指定基準>

適用条項(適用措置)	指 定 基 準
激甚法第2章(3条~4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助)	(1) 次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の 査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×50%

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
	<p>（査定事業費が10,000千円未満のものを除く）</p> <p>（ロ）当該市町村の標準税収入が5,000,000千円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が250,000千円を超える市町村</p> <p>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>（ハ）当該市町村の標準税収入が5,000,000千円を超え、かつ、10,000,000千円以下の市町村</p> <p>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×20% +（当該市町村の標準税収入 - 50億円）×60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額が概ね100,000千円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額（※）からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数概ね10未満のものを除く）</p>

（5）特別財政援助の交付に係る手続き

市長（市災害対策本部長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

（6）災害復旧関係技術職員等の確保

市において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

（7）市の資金計画

市は、県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。

第4章 災害復興計画

1 方針

大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、市及び県が、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

2 主な実施機関

尾花沢市	防災危機管理課、建設課、農林課、商工観光課、福祉課（福祉事務所）
関係機関	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

3 計画の体系

項 目	概 要
1 復興対策組織体制の整備	
2 災害復興計画	① 復興計画の策定 ② 復興計画の推進
3 国等の権限代行制度	

4 計画の内容

(1) 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、市が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

市及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期するため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、県、他の市町村及び関係機関等に職員の出向を要請する等の協力を得る。

(2) 災害復興計画

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも

図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

① 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ、計画的に復興を進める。

市及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

② 復興事業の実施

ア 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

市は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業や市街地再開事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

なお、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開事業等の適切な推進により、その解消に努める。

イ 防災性向上のための公共施設の整備等

県、市及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

(ア) 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川及び港湾等の骨格的な都市基盤施設の整備

(イ) 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化

(ウ) 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

③ 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

市は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

(3) 国等の権限代行制度

国（国土交通省）及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（特定大規模災害）等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、代わって工事を行うことができる権限代行制度による支援を行う。

その場合、市は、市道や準用河川の災害復旧等に関する工事や河川の改良工事若しくは修繕などを、国、県に要請する。

尾花沢市地域防災計画 本編

発行日 令和5年3月
発行 山形県 尾花沢市

〒999-4292
山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号
TEL:0237-22-1111 (代表電話)
FAX:0237-22-1239

企画・編集 尾花沢市 防災危機管理課